

水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の**策定・改定に資する取組を支援**します。

2. 技術・機械等の導入支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※1）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※1）/10a（一括））
- ② 高収益作物による**畑地化**（17.5万円※2/10a）
- ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）

※1 加工・業務用野菜等の場合
※2 令和5年度までの時限単価

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「**推進計画**」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援**します。

- ① 「**推進計画**」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| （1、2①の事業） | 畜産局飼料課 | （03-3502-5993） |
| （2①②の事業） | 農産局園芸作物課 | （03-6744-2113） |
| （2②の事業） | 経営局経営政策課 | （03-6744-2148） |
| （2③の事業） | 農産局果樹・茶グループ | （03-3502-5957） |
| （3の事業） | 農産局企画課※ | （03-3597-0191） |
| （4の事業） | 農村振興局設計課 | （03-3502-8695） |

※プロジェクトの窓口を担当

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

〔・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（3億円の内数）〕

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認・支援

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（8億円の内数）
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（3億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、農地利用効率化等支援交付金（136億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（51億円の内数）

3. 高収益作物の導入・定着支援

〔・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（22億円）、畑地化促進事業のうち定着促進支援及び畑地化支援（250億円の内数）※令和4年度補正予算事業〕

4. 生産基盤の整備

〔・農業競争力強化基盤整備事業（3,323億円の内数）、農地耕作条件改善事業（200億円）、畑作等促進整備事業（20億円）等〕